

世の中、e-Taxになってきた。

所得税、市・県民税の 申告はお早めに！

【申告相談期間】 2月18日（月）～3月17日（月）

*土・日曜日は除く。

【受付時間】 午前9時～午後5時

*ただし、会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります。

【会場】 ゆめぼりすセンター2階大会議室

*上野税務署・伊賀市役所の庁舎では申告会場を設けていませんのでご注意ください。

【その他】 住宅借入金等特別税額控除対象の方についても、相談業務はゆめぼりすセンター2階大会議室で行います。申告に際して特別な事情のある方には、個別相談コーナーを設置していますのでお気軽にご相談ください。

*上記期間以外に2月12日（火）～15日（金）の間、年金のみ受給している方を対象とした説明会を行います。

*各支所会場での申告相談日や会場までの送迎バス時刻表などは、本紙1月5日号に掲載していますのでご覧ください。



申告が必要な方は？

前年の所得状況などにに基づき、申告が必要と思われる方には2月上旬に申告用紙を送付させていただきます。届いていない場合であっても申告が必要と思われる方は、伊賀市役所税務課市民税係、各支所総務振興課、各申告相談会場および上野税務署に申告用紙を備え付けていますので、ご利用ください。申告が必要な方は、おおむね下記のとおりです。

■所得税の確定申告が必要な方

- ① 事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成19年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
 - ② 給与所得者で
 - ・給与の年収が2,000万円を超える場合
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
 - ③ 複数の事業所から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- * 確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別税額控除などが受けられるときは、確定申告すれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

■市・県民税の申告が必要な方

- 1月1日現在、伊賀市に居住する方で、下記に該当する場合、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされる方は申告の必要がありません。
- ① 平成19年中に所得があった場合
 - ② 給与所得者で
 - ・勤務先から給与支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・給与所得以外の所得があった場合
 - ③ 公的年金所得者で
 - ・支払者から公的年金等支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・公的年金等以外の所得があった場合
 - ④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする場合
 - ⑤ 伊賀市以外の市町村に居住する人の扶養になっている場合

★申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 申告書
- ③ 給与や公的年金などの源泉徴収票
- ④ 控除を受けるために必要な証明書など
- ⑤ 所得税の還付申告をする方は、預貯金口座情報のわかるもの
- ◆ **医療費控除を受ける場合**
医療費の領収書、保険などで補填された金額の明細書など
- ◆ **社会保険料控除を受ける場合**
各種健康保険料、介護保険料や国民年金などの掛け金の領収書または証明書
- ◆ **生命保険料・地震保険料控除を受ける場合**
支払保険料の控除証明書
- ◆ **寄附金控除を受ける場合**
寄附金の領収書
- ◆ **住宅借入金等特別税額控除を受ける場合**
登記簿謄本、売買契約書、住民票の写し、増改築等工事証明書、住宅取得資金借入金の年末残高証明書

パソコンで楽々、確定申告

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) の「確定申告書作成コーナー」では、所得税や消費税の確定申告書のほか収支計算書の作成もできます。

例えば、医療費の還付申告をする場合は・・・

①「所得税の確定申告書作成」をクリック



②申告書を選ぶ(給与還付申告書をクリック)



③生年月日を入力し「次へ」をクリック(給与所得の作成画面へ)



④源泉徴収票を基に「支払金額」「所得控除の額の合計額」「源泉徴収税額」「年調定率控除額」を入力



⑤「医療費控除」をクリック(医療費控除の作成画面へ)



⑥「平成 19 年中に支払った医療費の合計額」と「保険金などで補填される金額」を入力し「入力終了」をクリック(明細書を作成する場合は「明細書の作成」をクリック)



⑦「還付金確認」をクリック(還付金額が表示される)



⑧「入力終了」をクリック



⑨住所・氏名・口座情報等を入力



⑩申告書を印刷



⑪申告書に源泉徴収票と領収書などを添付して税務署へ提出



「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、わざわざ申告会場に行かなくてもいいんだ。画面の指示に従い必要項目を入力するだけなんだ。

郵送でもOK



ご存知ですか?

「要介護認定などを受けている方の 税の障害者控除について」

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方で、要介護認定などを受けており一定の条件に該当する65歳以上の方は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。(ただし、本人またはその扶養者が、所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません)「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには、申請が必要です。

【問い合わせ】

本庁介護保険課 ☎26-3939

【申告に関する問い合わせ】

▶所得税の確定申告

上野税務署 ☎21-0950

▶市・県民税の申告

本庁税務課市民税係 ☎22-9613

自書申告にご協力ください

所得税や市・県民税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って申告する制度をとっています。

申告相談会場では、お待ちいただく時間を短縮するため、会場全体を記載コーナーとし、ご質問に対して職員がその都度対応しますので、自書記載の推進にご協力をお願いします。

申告書をもとに証明書を発行しています

市・県民税の申告が必要な方が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書(所得証明・課税証明)が発行できません。

また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものから、申告が必要な方は必ず申告してください。